

「令和6年度介護基盤整備計画掲載事業公募」に係る質問及び回答
(看護小規模多機能型居宅介護)

＜質問内容＞

令和6年度整備計画公募要項No.5建築条件(1)について、「施設整備は、原則として令和6年度末までに整備を完了・・・」との記載があるが、今からだと物理的に整備が間に合わないが、整備完了についての解釈を聞かせてほしい。

(1)令和6年度追加公募において、同年12月中旬に結果通知となり、「令和6年度末までに整備を完了し事業を開始すること」となっております。3ヶ月間しかないのですが、補助金申請・建築工事の工程上3ヶ月では難しいものと思います。

(2)なお、令和7年度整備計画公募要項では、令和6年12月中旬に結果通知となり、「令和7年度末までに整備を完了し事業を開始すること」となっております。

スケジュールとしては現実的なのですが、募集事業として看護小規模多機能型居宅介護が入っていないようです。

＜回答＞

「令和6年度介護基盤整備計画掲載事業公募要項No.5 建設条件(1)」に記載のとおり、原則として令和6年度末までに整備完了に努めていただいているところです。

今般の再募集については、今年度、令和6年5月14日(火)から令和6年6月21日(金)まで募集を行った結果、応募がなかったことによるものです。

年度内に整備が間に合わないことが見込まれる場合には、別途協議をお願いします。

協議の方法等については別途お知らせします。ご理解をお願いいたします。

(1)について

令和6年度整備計画の公募要項No.11「スケジュール概要」に記載のとおり、令和6年12月中旬に結果通知及び公表となります。その後、新潟県への補助協議書提出から補助内示を経て交付決定まで概ね3か月程度の期間を要します。(なお、補助内示を受けた段階で、契約締結可、着工可となります。)

上記と同様の回答となりますが、年度内に整備が間に合わないことが見込まれる場合には、別途協議をお願いいたします。

(2)について

介護サービス基盤の整備計画において、令和7年度に公募を行うものは、「令和7年度公募要項1ページに記載のとおり、「地域密着型通所介護」及び「認知症対応型共同生活介護」となります。これらは、令和7年度末までに整備を完了し、事業を開始することが条件となります。